

証券コード 6029
平成29年3月8日

株 主 各 位

大阪市西区立売堀四丁目6番9号
アトラ株式会社
代表取締役社長 久世 博之

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年3月23日（木曜日）午後6時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月24日（金曜日） 午前10時(受付開始 午前9時)

2. 場 所 大阪市西区立売堀四丁目6番9号 当社本店会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第12期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告及び
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源削減のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.artra-group.co.jp/>）に掲載いたします。

事業報告

（平成28年1月1日から）
（平成28年12月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策により、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。中国をはじめとするアジア新興国の景気減速、英国のEU離脱問題及び米国の政権交代等を受け、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の属する鍼灸接骨院業界におきましては、柔道整復師、はり師・きゅう師の国家資格者が増加しており、新規開業数も順調に推移する状況が続いております。

このような状況のもと、当社ではほねつぎチェーン加盟院数、アトラ請求サービス会員数、HONEY-STYLE利用院数ともに前事業年度末に比べ増加いたしました。また、前事業年度に引き続き、機材販売が順調に推移いたしました。一方で、費用面におきましては、先行投資として鍼灸接骨院の基幹システムの研究開発に係る費用やテレビCM等の広告宣伝費を計上するとともに、営業外費用に東京証券取引所市場第一部への市場変更の費用を計上いたしました。また、特別損失に投資有価証券評価損を計上いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,251,564千円（前事業年度比26.8%増）、営業利益は293,905千円（前事業年度比24.1%減）、経常利益は301,387千円（前事業年度比33.5%減）、当期純利益は148,703千円（前事業年度比44.7%減）となりました。

当社は鍼灸接骨院支援事業の単一セグメントであるためセグメント別の記載はしていませんが、支援内容別の概要は以下のとおりであります。

・ほねつぎチェーン

当事業年度末におけるほねつぎチェーン加盟院数は前事業年度末から19院増加し86院となりました。各種展示会への出展やWEB広告等の効果及び取引先からの紹介等により契約を積み上げたものの、物件決定の遅延により当事業年度のオープン等の件数が計画を下回りました。

以上の結果、売上高は1,017,447千円（前事業年度比3.2%減）となりました。

・アトラ請求サービス

柔道整復師、はり師・きゅう師の国家試験合格者数の増加に伴い、鍼灸院・接骨院の開業が順調に推移しております。このような環境のもと、他の療養費請求代行団体へ加入している鍼灸院・接骨院及び新規開業院に対するWEB広告を中心とした営業活動により、当事業年度末における会員数は前事業年度末から374会員増加し2,069会員となりました。会員数の増加に伴い療養費請求代行処理件数も増加いたしました。また、療養費早期現金化サービス利用会員への貸付残高は前事業年度末から249,295千円増加し440,705千円となりました。

以上の結果、売上高は330,696千円（前事業年度比15.2%増）となりました。

- ・ HONEY-STYLE

鍼灸接骨院の口コミ／予約システムであるHONEY-STYLEは、競争の激化等の影響があったものの、利用院の獲得に注力した結果、当事業年度末における利用院数は前事業年度末から54院増加し、528院となりました。また、HONEY-STYLE会員数は前事業年度末から50,049名増加し、267,098名となっております。

以上の結果、売上高は275,959千円（前事業年度比4.2%増）となりました。

- ・ 機材、消耗品販売

機材販売につきましては、新規開業先への積極的な営業展開に加え、鍼灸接骨院向けに独占販売権を取得している機材の販売が好調に推移いたしました。また、消耗品販売につきましては、HONEY-STYLE利用院及びアトラ請求サービス会員限定で提供していたECサイトをアトラストアとしてオープン化したこと等により、売上高が順調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は1,485,525千円（前事業年度比91.3%増）となりました。

- ・ 鍼灸接骨院経営コンサルティング

鍼灸接骨院に対する経営コンサルティングにつきましては、新規コンサルティング先の開拓を行わず、リアル院としては鍼灸接骨院経営コンサルティングに投じていた経営資源をほねつぎチェーンに集中させる方針であることから、売上高は90,020千円（前事業年度比20.7%減）となりました。

- ・ 介護支援、その他

ほねつぎ介護デイサービスの新規加盟店開発及び既存加盟店のロイヤリティ収入の安定確保に努めたものの、売上高は51,915千円（前事業年度比26.6%減）となりました。なお、前事業年度より、介護に特化した営業人員が新規加盟店開発に注力する体制を構築しております。

(2) 設備投資の状況

設備投資の総額は174,583千円であります。その主なものは、鍼灸接骨院へ提供しているシステム（A-COMS）の機能強化であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に公募増資による新株発行により454,287千円、第三者割当増資により42,516千円及び新株予約権の行使により38,802千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

いかなる経営環境にあっても確実に利益を創造し、恒常的に成長できる企業体質の確立のためには、人材の確保・育成、コンプライアンスの徹底、療養費不正請求防止、サービス内容の拡充及びほねつぎチェーンの拡大などが課題であると認識しており、必要な対策を実施してまいります。また、企業理念である「世界中の人を健康にしたい」の実現に向け、全社一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様方におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第9期 平成25年12月期	第10期 平成26年12月期	第11期 平成27年12月期	第12期（当期） 平成28年12月期
売 上 高（千円）	1,320,152	1,490,027	2,564,070	3,251,564
経 常 利 益（千円）	144,549	68,673	453,313	301,387
当 期 純 利 益（千円）	145,542	27,604	268,734	148,703
1株当たり当期純利益（円）	76,601.14	14.28	34.45	18.41
総 資 産 額（千円）	986,160	1,625,723	2,398,339	2,796,000
純 資 産 額（千円）	42,335	546,361	815,248	1,478,464
1株当たり純資産額（円）	22,281.64	210.14	104.49	169.81

- （注） 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は平成26年8月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。そこで、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は当該株式分割が第10期の期首に行われたものと仮定して算出しております。
3. 当社は平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。そこで、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は当該株式分割が第11期の期首に行われたものと仮定して算出しております。

(6) 主要な事業内容

当社は主に、ほねつぎチェーンをはじめとする鍼灸接骨院の開業支援及び開業後の運営指導というリアル院へのサービス提供から、当社が開発したシステムであるA-COMS等を活用したIT支援として、院内管理システムの提供、口コミ／予約システムであるHONEY-STYLEの運営、療養費請求代行サービスの提供や、機材、消耗品の販売を行うアトラストアの運営などの鍼灸接骨院支援事業を行っております。

(7) 主要な事業所

本 店	大阪市西区立売堀四丁目6番9号
-----	-----------------

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
93名	14名増	35.1歳	3年1ヶ月

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員（年間平均人員17名）は含まれておりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	166,121千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 22,800,000株

(2) 発行済株式の総数 8,705,600株（自己株式266株を含む）

(3) 株主数 2,766名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
一般社団法人みどり会	3,705,000株	42.56%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	694,000株	7.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	494,000株	5.67%
久世博之	434,000株	4.98%
片田徹	250,000株	2.87%
塩中一成	220,000株	2.52%
柚木孝夫	150,000株	1.72%
会田正英	120,000株	1.37%
野村信託銀行株式会社（投信口）	101,800株	1.16%
株式会社SBI証券	97,800株	1.12%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成26年8月12日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき 8,400円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - ア. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。
 - イ. 新株予約権発行時において当社の取締役・監査役であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。ただし、上場後に、任期満了による退任または定年退職した場合及び特に取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - ウ. その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成28年8月19日から平成36年8月12日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	200個	普通株式 60,000株	1名

(注) 当社は、平成27年9月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。

平成27年6月11日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 1個につき 320円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき 211,500円
- ③ 新株予約権の行使条件
- ア. 新株予約権者は、平成27年12月期における当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が260百万円以上となった場合にのみ、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
- イ. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ウ. その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	580個	普通株式 174,000株	5名

（注）当社は、平成27年9月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久 世 博 之	
取 締 役	塩 中 一 成	療養費請求代行部長
取 締 役	片 田 徹	経営戦略室長 兼 情報システム部担当
取 締 役	田 中 克 典	営業部担当
取 締 役	柚 木 孝 夫	ほねつぎ支援部担当 兼 ほねつぎ開発部担当
取 締 役	田 中 雅 樹	管理部長
取 締 役	福 田 欣 也	鍼灸接骨院支援部担当
取 締 役	高 田 明 夫	高田明夫法律事務所 所長 株式会社エイチアンドエフ 社外監査役 日本コンベヤ株式会社 社外取締役
取 締 役	田 代 克 行	株式会社パクレゼルヴ 取締役 株式会社三楽 代表取締役
常 勤 監 査 役	西 岡 亨	
監 査 役	岩 田 潤	岩田公認会計士事務所 所長 B T J 税理士法人 代表社員 株式会社ディキャピタル 代表取締役 株式会社ドーン 取締役 マルシェ株式会社 社外監査役
監 査 役	奥 村 佳 文	B T J 税理士法人 パートナー

- (注) 1. 高田明夫氏及び田代克行氏は社外取締役であります。なお、当社は高田明夫氏及び田代克行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 岩田潤氏及び奥村佳文氏は社外監査役であります。なお、当社は岩田潤氏及び奥村佳文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役岩田潤氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役奥村佳文氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

平成28年3月25日開催の当社第11回定時株主総会において、福田欣也氏及び田代克行氏が取締役に選任され、就任いたしました。

② 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
田 中 克 典	営業部担当	鍼灸接骨院支援部担当 兼 営業部担当	平成28年3月25日
柚 木 孝 夫	ほねつぎ支援部担当 兼 ほねつぎ開発部担当	ほねつぎ支援部担当	平成28年8月1日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役（うち社外取締役）	9 名（2 名）	106,100千円(4,300千円)
監 査 役（うち社外監査役）	3 名（2 名）	8,880千円(2,880千円)
合 計	12名	114,980千円

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取 締 役	高 田 明 夫	高田明夫法律事務所 所長 株式会社エイチアンドエフ 社外監査役 日本コンベヤ株式会社 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
	田 代 克 行	株式会社パクレゼルヴ 取締役 株式会社三楽 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
監 査 役	岩 田 潤	岩田公認会計士事務所 所長 B T J 税理士法人 代表社員 株式会社ディキャピタル 代表取締役 株式会社ドーン 取締役 マルシェ株式会社 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。
	奥 村 佳 文	B T J 税理士法人 パートナー	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取 締 役	高 田 明 夫	当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
	田 代 克 行	社外取締役就任後に開催された全ての取締役会に出席し、経営者としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
監 査 役	岩 田 潤	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席し、主に公認会計士としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	奥 村 佳 文	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席し、主に税理士としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	18,000千円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、コンフォートレター作成業務に対する対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、平成26年7月15日開催の取締役会において業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、平成27年12月24日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 内部統制システム全体を統括し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
- (2) 当社は、企業理念を着実に遂行することを目的とし、遵守、留意すべき事項として「企業行動憲章」を制定する。また、コンプライアンスの遂行、監督を目的として「コンプライアンス規程」を制定する。
- (3) 法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス規程に基づく方法により、社内に設置する相談窓口に報告を行う。当社は、通報内容を秘守し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。
- (4) 内部監査室は、業務執行部門から独立するものとし、当社における業務活動の適正性及び効率性につき監視を行う。
- (5) 監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これらを閲覧できる体制を構築する。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した社内規程を制定し、リスクコントロールを図る。
- (2) 有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程等においてそれぞれの執行手続の詳細について定める。

5. 当社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「企業理念」、「経営理念」を社内でも共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
- (2) 監査役及び内部監査室は、取締役及び使用人の職務執行状況の監査等を行う。

6. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社の財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

7. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する従業員（監査役補助者）として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置するとともに予算を策定する。
- (2) 取締役は、監査役補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとする。
- (3) 監査役補助者が行う補助業務についての指揮命令は監査役が直接行い、取締役の指揮命令を受けない。

8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役会に報告する。
- (2) 監査役が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、取締役及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告する。この重要事項には、コンプライアンス及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。
- (3) 監査役への報告が、誠実に洩れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。
- (4) 監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不当な取扱いを受けないように適切な措置を講じる。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、監査役監査に関する基準及び基本事項を規定し、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として、監査役会規程並びに監査役監査基準を定める。監査役は同規程及び同基準に定めるところにより、業務監査及び会計監査を行う。監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施することができるとともに、社長、内部監査室、監査法人と定期的な会合を持ち、意見を交換する。監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができる。
- (2) 監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは債務の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要なでない場合を除き、速やかにこれに応じる。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動憲章に基づき、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会規程に基づき、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。また、毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度においては20回の取締役会を開催いたしました。取締役会では、月次決算及び業務執行に係る報告がなされており、闊達な意見交換のもと、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行っております。
- ② 監査役会規程に基づき、毎月1回の定例監査役会及び必要に応じて臨時監査役会を開催しており、当事業年度においては15回の監査役会を開催いたしました。監査役会では監査役監査基準に基づいた監査計画の策定及びその実施状況について情報を共有するとともに、内部監査室、会計監査人と随時意見交換や情

報共有を行うなど連携を図っております。また、取締役会や重要会議に出席や代表取締役との面談を定期的に行っております。

- ③ 内部監査室による定期的な内部監査を実施し、その結果は代表取締役に直接報告しております。内部監査室と監査役及び会計監査人は定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について意見交換を行っております。
- ④ コンプライアンス委員会規程に基づき、毎月1回コンプライアンス委員会を開催しております。また、内部通報制度運用規程を制定し、内部通報制度を導入しており、コンプライアンスに抵触する恐れのある事態の発生を未然に防止するとともに、早期解決に取り組んでおります。

-
- (注) 1. 本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切捨てて表示しております。
2. 本事業報告中に記載の金額には消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,063,149	流 動 負 債	1,098,896
現 金 及 び 預 金	1,098,687	買 掛 金	144,839
売 掛 金	399,854	1年内返済予定の長期借入金	76,116
営 業 貸 付 金	440,705	リ ー ス 債 務	4,119
商 品	51,836	未 払 金	112,737
仕 掛 品	3,371	未 払 費 用	10,190
前 払 費 用	27,517	未 払 法 人 税 等	78,463
1年内回収予定の長期貸付金	7,053	未 払 消 費 税 等	1,190
立 替 金	4,670	前 受 金	101,466
繰 延 税 金 資 産	29,845	収 納 代 行 預 り 金	523,130
そ の 他	4,870	賞 与 引 当 金	3,320
貸 倒 引 当 金	△5,263	ポ イ ン ト 引 当 金	13,581
固 定 資 産	732,850	そ の 他	29,739
有 形 固 定 資 産	220,786	固 定 負 債	218,639
建 物	137,585	長 期 借 入 金	166,667
機 械 及 び 装 置	49	リ ー ス 債 務	3,847
車 両 運 搬 具	43	繰 延 税 金 負 債	581
工 具、器 具 及 び 備 品	44,713	退 職 給 付 引 当 金	16,963
土 地	32,898	資 産 除 去 債 務	30,580
リ ー ス 資 産	5,496	負 債 合 計	1,317,535
無 形 固 定 資 産	163,362	純 資 産 の 部	
特 許 実 施 権	2,854	株 主 資 本	1,475,886
ソ フ ト ウ エ ア	95,656	資 本 金	556,103
リ ー ス 資 産	1,625	資 本 剰 余 金	582,418
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	63,226	資 本 準 備 金	582,418
投資その他の資産	348,700	利 益 剰 余 金	337,524
投 資 有 価 証 券	276,745	そ の 他 利 益 剰 余 金	337,524
長 期 貸 付 金	33,332	繰 越 利 益 剰 余 金	337,524
長 期 前 払 費 用	19,944	自 己 株 式	△159
長 期 未 収 入 金	5,206	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,349
敷 金	42,741	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,349
破 産 更 生 債 権 等	4,572	新 株 予 約 権	228
そ の 他	1,521		
貸 倒 引 当 金	△35,364	純 資 産 合 計	1,478,464
資 産 合 計	2,796,000	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,796,000

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年 1 月 1 日から)
(平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,251,564
売上原価	2,007,888
売上総利益	1,243,675
販売費及び一般管理費	949,769
営業利益	293,905
営業外収益	
受取利息	825
受取賃料	3,666
受取手数料	14,768
解約料	6,500
買取店舗売却益	19,947
その他	5,565
営業外費用	
支払利息	2,597
支払手数料	28,691
賃貸費用	1,930
投資事業組合運用損	448
貸倒引当金繰入額	4,572
その他	5,550
経常利益	43,790
特別損失	301,387
投資有価証券評価損	51,999
税引前当期純利益	51,999
法人税、住民税及び事業税	249,387
法人税等調整額	103,551
当期純利益	△2,866
	100,684
	148,703

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	288,280	314,595	314,595	212,220	212,220	△116	814,979
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	248,402	248,402	248,402				496,804
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	19,421	19,421	19,421				38,842
剰 余 金 の 配 当				△23,399	△23,399		△23,399
当 期 純 利 益				148,703	148,703		148,703
自 己 株 式 の 取 得						△43	△43
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	267,823	267,823	267,823	125,303	125,303	△43	660,907
当 期 末 残 高	556,103	582,418	582,418	337,524	337,524	△159	1,475,886

	評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	—	—	268	815,248
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				496,804
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				38,842
剰 余 金 の 配 当				△23,399
当 期 純 利 益				148,703
自 己 株 式 の 取 得				△43
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,349	2,349	△40	2,309
当 期 変 動 額 合 計	2,349	2,349	△40	663,216
当 期 末 残 高	2,349	2,349	228	1,478,464

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕 掛 品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産………定率法

（リース資産を除く）ただし、建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～17年

機械及び装置 4～6年

車 両 運 搬 具 2～6年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産………定額法

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年）による定額法によっております。

③ リース資産………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用………定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金………従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

③ ポイント引当金………将来のポイント使用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき、計上しております。

④ 退職給付引当金………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき、計上しております。

なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため簡便法を採用しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更に関する注記

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

2 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

188,373千円

3 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式

8,705,600株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

266株

(3) 配当に関する事項

① 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	23,399	3.0	平成27年 12月31日	平成28年 3月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものに関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年3月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	26,116	3.0	平成28年 12月31日	平成29年 3月27日

(4) 新株予約権に関する事項

当事業年度末において当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式

372,300株

4 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

① 流動資産

繰延税金資産

賞与引当金	1,022
貸倒引当金	1,611
ポイント引当金	4,183
未払事業税	5,669
棚卸資産評価損	1,990
外注費	6,732
前受金	19,262
その他	1,075
繰延税金資産小計	41,546
評価性引当額	△11,278
繰延税金資産合計	30,267

繰延税金負債

棚卸資産否認額	△422
繰延税金負債合計	△422
繰延税金資産の純額	29,845

② 固定資産

繰延税金資産

貸倒引当金	10,821
退職給付引当金	5,190
一括償却資産	3,348
減損損失	1,684
資産除去債務	9,357
投資有価証券評価損	15,911
その他	163
繰延税金資産小計	46,477
評価性引当額	△43,129
繰延税金資産合計	3,348

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除却費用	△3,929
繰延税金負債合計	△3,929
繰延税金負債の純額	△581

5 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行等金融機関からの借入により資金をまかなっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。

長期貸付金及び長期未収入金は、取引先に対する債権であり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

収納代行預り金は、アトラ請求サービスにおける療養費請求代行の預り金であります。

長期借入金は、主に設備投資資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金及び営業貸付金は、当社の与信管理規程等に沿ってリスクの低減を図っております。長期貸付金及び長期未収入金は、必要に応じて管理部にてモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注) 2を参照下さい。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	1,098,687	1,098,687	—
(2) 売 掛 金	399,854		
貸 倒 引 当 金 ^(※1)	△4,909		
	394,944	394,944	—
(3) 営 業 貸 付 金	440,705		
貸 倒 引 当 金 ^(※1)	△211		
	440,493	440,493	—
(4) 長 期 貸 付 金 ^(※2)	40,385		
貸 倒 引 当 金 ^(※1)	△25,585		
	14,799	14,462	△337
(5) 長 期 未 収 入 金	5,206		
貸 倒 引 当 金 ^(※1)	△5,206		
	—	—	—
資 産 計	1,948,925	1,948,588	△337
(1) 買 掛 金	144,839	144,839	—
(2) 未 払 金	112,737	112,737	—
(3) 収 納 代 行 預 り 金	523,130	523,130	—
(4) 長 期 借 入 金 ^(※3)	242,783	242,783	—
負 債 計	1,023,490	1,023,490	—

(※1) 売掛金、営業貸付金、長期貸付金及び長期未収入金については、貸倒引当金を控除しております。

(※2) 流動資産の1年内回収予定の長期貸付金を合算して表示しております。

(※3) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 営業貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期貸付金、(5) 長期未収入金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 収納代行預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は資金調達後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合出資金	73,745
非上場株式	203,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

当事業年度において、非上場株式について51,999千円の減損処理を行っております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,098,687	－	－	－
売掛金	399,854	－	－	－
営業貸付金	440,705	－	－	－
長期貸付金	7,053	7,746	－	25,585
長期未収入金	－	－	－	5,206
合 計	1,946,300	7,746	－	30,792

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	76,116	60,000	60,000	46,667	－	－
合 計	76,116	60,000	60,000	46,667	－	－

6 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪府において、賃貸用オフィスビル（土地を含む。）及び遊休の土地を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は9,272千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸 借 対 照 表 計 上 額			決 算 日 に おける時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃 貸 等 不 動 産	42,330	△2,195	40,134	33,691

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期末時価は、「固定資産税評価額等」に基づいて自社で算定した金額であります。

7 関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	片田 徹	－	－	当社取締役	(被所有) 直接2.5	－	ストック・ オプション の権利行使	22,830	－	－

(注) スtock・オプションの権利行使は、平成26年8月12日開催の臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき付与された第1回ストック・オプション及び平成27年6月11日開催の取締役会決議に基づき付与された第2回有償ストック・オプションのうち、当事業年度における新株予約権の権利行使について記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

8 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	169円81銭
1株当たり当期純利益	18円41銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	17円09銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月17日

アトラ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 辻 内 章 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤 川 賢 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アトラ株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月22日

アトラ株式会社 監査役会

常勤監査役	西 岡	亨	㊟
社外監査役	岩 田	潤	㊟
社外監査役	奥 村	佳 文	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき3円 総額26,116,002円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年3月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

併せて、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものであります。

また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。なお、変更案第32条第2項(取締役の責任免除)につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>
第5条～第18条 (条文省略)	第5条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会
(員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)	(員数) 第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、10名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は、3名とする。
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略)	(選任方法) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会において選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、 <u>在任</u> 取締役の任期の満了する時までとする。 (新設)	(任期) 第21条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>補欠監査等委員の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>
第22条～第23条 (条文省略)	第22条～第23条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第25条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
第25条 (条文省略)	第26条 (現行どおり)
(新設)	(監査等委員会の決議方法) 第27条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新設)	(取締役への委任) 第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。
第26条 (条文省略)	第29条 (現行どおり)
(新設)	(監査等委員会規程) 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略) 2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第32条 (現行どおり) 2. 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会	(削除)
(員数) 第29条 当会社の監査役は、3名以内とする。	(削除)
(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(補欠監査役の選任に係る決議の効力) 第32条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	(削除)
(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
(監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
(報酬等) 第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(削除)

現行定款	変更案
(監査役の責任免除) 第38条 当社は、監査役（監査役であった者を含む）。の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	(削除)
第6章 会計監査人	第5章 会計監査人
第39条～第40条 （条文省略）	第33条～第34条 （現行どおり）
第7章 計算	第6章 計算
第41条～第44条 （条文省略）	第35条～第38条 （現行どおり）
(新設)	附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 1. 当社は、第12回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 第12回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	きゅう せ ひろ ゆき 久 世 博 之 (昭和48年5月8日生)	平成12年4月 八幡屋接骨院 勤務開始 平成15年5月 株式会社トライニン 取締役 平成17年1月 有限会社権左エ門（現 当社）設立 代表取締役 （現任） 平成18年4月 株式会社トライニン 代表取締役 平成19年6月 同社 取締役 【選任理由】 久世博之氏は、柔道整復師、はり師・きゅう師として、鍼灸接骨院業界に精通し、当社設立時より代表取締役を務め、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者いたしました。	434,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	しお なか かず しげ 塩 中 一 成 (昭和46年7月23日生)	平成5年4月 佐々木接骨院 勤務開始 平成11年6月 塩中鍼灸整骨院 開院 平成15年5月 株式会社トライニン 取締役 平成21年4月 同社 代表取締役 平成21年11月 当社 取締役（現任） 平成27年2月 当社 療養費請求代行部長（現任） 【選任理由】 塩中一成氏は、柔道整復師、はり師・きゅう師として、鍼灸接骨院業界に精通し、平成21年11月に当社が吸収合併した株式会社トライニンの合併当時の代表取締役社長であり、合併後は当社の取締役を務め、鍼灸接骨院支援事業部、療養費請求代行部を率い、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者いたしました。	220,000株
3	かた だ とおる 片 田 徹 (昭和36年9月26日生)	昭和59年4月 歯科技工所関西歯研 入社 平成2年4月 有限会社KDL 設立 代表取締役 平成15年5月 株式会社トライニン 取締役 平成17年1月 有限会社Medical Art （現 株式会社Axis）代表取締役 平成21年11月 当社 取締役（現任） 平成26年4月 当社 経営戦略室長（現任） 平成27年2月 当社 情報システム部担当（現任） 【選任理由】 片田徹氏は、経営者としての豊富な経験と知見を有しており、平成21年11月より当社の取締役を務め、経営戦略室、情報システム部を率い、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者いたしました。	250,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	た な か か つ のり 田 中 克 典 (昭和49年9月30日生)	平成9年4月 JA大阪中河内 入組 平成16年1月 AIGエジソン生命保険株式会社 (現 ジブラルタ生命保険株式会社) 入社 平成17年10月 有限会社権左エ門 (現 当社) 入社 平成18年2月 当社 取締役(現任) 平成18年11月 株式会社ATTECC 代表取締役 平成21年4月 株式会社トライニン 取締役 平成27年2月 当社 鍼灸接骨院支援部担当 兼 営業部担当 平成28年3月 当社 営業部担当(現任) 【選任理由】 田中克典氏は、経営者としての豊富な経験と知見を有しており、平成18年2月より当社の取締役を務め、営業部、鍼灸接骨院支援部を率い、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	90,000株
5	ゆ の き た か お 柚 木 孝 夫 (昭和51年12月4日生)	平成12年9月 株式会社JTクリエイティブサービス 入社 平成18年9月 株式会社アークトラスト 代表取締役 平成21年2月 株式会社トライニン 監査役 平成21年11月 当社 取締役(現任) 平成27年2月 当社 ほねつぎ支援部担当 平成28年8月 当社 ほねつぎ支援部担当 兼 ほねつぎ開発部担当(現任) 【選任理由】 柚木孝夫氏は、経営者としての豊富な経験と知見を有しており、平成21年11月より当社の取締役を務め、ほねつぎ支援部、ほねつぎ開発部を率い、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	150,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	た な か ま さ き 田 中 雅 樹 (昭和47年1月22日生)	平成7年4月 関西テレメッセージ株式会社 入社 平成11年9月 株式会社セブンーイレブン・ジャパン 入社 平成13年10月 新コスモス電機株式会社 入社 平成19年3月 株式会社JCLバイオアッセイ 入社 平成21年6月 同社 取締役経営企画室長 平成25年6月 株式会社MACオフィス 入社 平成26年1月 同社 執行役員管理本部長 平成26年3月 当社 取締役（現任） 平成27年3月 当社 管理部長（現任） 【選任理由】 田中雅樹氏は、上場会社の管理部門における豊富な経験を有しており、平成26年3月より当社の取締役を務め、管理部を率い、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者いたしました。	60,000株
7	ふ く だ き ん や 福 田 欣 也 (昭和51年2月11日生)	平成11年4月 株式会社日本エル・シー・エー 入社 平成17年10月 有限会社コントライル （現 株式会社コントライル）設立 代表取締役 平成28年3月 当社 取締役（現任） 平成28年3月 当社 鍼灸接骨院支援部担当（現任） 【選任理由】 福田欣也氏は、経営者としての豊富な経験と知見を有しており、平成28年3月より当社の取締役を務め、鍼灸接骨院支援部を率い、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者いたしました。	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す 当 社 の 株 式 数
8	た しろう かつ ゆき 田 代 克 行 (昭和46年7月30日生)	平成21年6月 NHN Japan株式会社（現 LINE株式会社）取締役 平成22年5月 株式会社ライブドア 取締役 平成23年3月 株式会社深紅 代表取締役 平成26年5月 株式会社パクレゼレヴ 取締役（現任） 平成27年3月 株式会社三楽 代表取締役（現任） 平成28年3月 当社 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社パクレゼレヴ 取締役 株式会社三楽 代表取締役 【選任理由】 田代克行氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、平成28年3月より当社の社外取締役を務め、当社の経営を監督し、経営に対し助言することで、当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンスの強化に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結のときをもって1年となります。	一株

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.田代克行氏は、社外取締役候補者であります。
- 3.当社は、田代克行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 4.田代克行氏は、当社の業務執行者または役員であったことはありません。
- 5.田代克行氏は、当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったことはありません。
- 6.田代克行氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
- 7.田代克行氏は、当社の親会社、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- 8.当社は、田代克行氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	たか だ あき お 高 田 明 夫 (昭和23年10月17日生)	昭和53年4月 検事任官 平成14年4月 大阪地方検察庁特別捜査部長 平成17年12月 宮崎地方検察庁検事正 平成20年1月 検事退官 平成20年4月 弁護士（大阪弁護士会）登録 平成20年4月 高田明夫法律事務所 所長（現任） 平成20年6月 日本コンベヤ株式会社 社外監査役 平成23年6月 株式会社エイチアンドエフ 社外監査役（現任） 平成27年3月 当社 社外取締役（現任） 平成27年6月 日本コンベヤ株式会社 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 高田明夫法律事務所 所長 株式会社エイチアンドエフ 社外監査役 日本コンベヤ株式会社 社外取締役 【選任理由】 高田明夫氏は、検事及び弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、平成27年3月より当社の社外取締役を務めてまいりました。同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことがありませんが、法令に関する知識が豊富で独立性をもって経営の監視ができると考えております。これまでの実績から、同氏が当社の監査・監督に携わることが、当社の企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化に繋がると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結のときをもって2年となります。	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	いわ た じゅん 岩田潤 (昭和44年12月23日生)	平成4年3月 青山監査法人(現 PwCあらた有限責任監査法人) 入所 平成11年10月 プライスウォーターハウス税務事務所 (現 PwC税理士法人) 入所 平成13年9月 岩田公認会計士事務所 所長(現任) 平成17年6月 マルシェ株式会社 社外監査役(現任) 平成19年8月 株式会社ドーン 社外監査役 平成20年10月 BTJ税理士法人設立代表社員(現任) 平成22年1月 当社 社外監査役(現任) 平成22年3月 株式会社ディキャピタル 設立 代表取締役(現任) 平成23年6月 株式会社MACオフィス 社外監査役 平成23年8月 株式会社ドーン 社外取締役 平成28年8月 株式会社ドーン 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 岩田公認会計士事務所 所長 BTJ税理士法人 代表社員 株式会社ディキャピタル 代表取締役 株式会社ドーン 取締役 マルシェ株式会社 社外監査役 【選任理由】 岩田潤氏は、公認会計士、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、平成22年1月より当社の社外監査役を務め、当社の監査を担ってまいりました。これまでの実績から、同氏が当社の監査・監督に携わることが、当社の企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化に繋がると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。	1,500株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	おく むら よし ふみ 奥 村 佳 文 (昭和46年1月11日生)	平成7年4月 奥村造船工業株式会社 入社 平成9年9月 今井会計事務所 入所 平成12年8月 プライスウォーターハウス税務事務所 (現 PwC税理士法人) 入所 平成16年11月 日本イーライリリー株式会社 出向 平成18年8月 奥村佳文税理士事務所 所長 平成22年1月 当社 社外監査役(現任) 平成27年7月 BTJ税理士法人 代表社員 平成28年1月 BTJ税理士法人 パートナー (現任) (重要な兼職の状況) BTJ税理士法人 パートナー 【選任理由】 奥村佳文氏は、税理士としての豊富な経験と高い見識を有しており、平成22年1月より当社の社外監査役を務め、当社の監査を担ってまいりました。同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、税務に関する知識が豊富で独立性をもって経営の監視ができると考えております。これまでの実績から、同氏が当社の監査・監督に携わることが、当社の企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化に繋がると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	1,500株

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.高田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3.当社は、高田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4.現在当社は岩田潤氏及び奥村佳文氏と当社定款の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が選任された場合は引き続き責任限定契約を締結する予定であります。また、当社は、高田明夫氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成26年3月27日開催の第9回定時株主総会において年額2億円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2億円以内（うち社外取締役分10百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名(うち社外取締役1名)となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額5,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市西区立売堀四丁目6番9号大嘉ビル5階
当社本店会議室



- ご案内
1. 地下鉄中央線「阿波座駅」4番出口より徒歩にて約5分です。
 2. 駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。
環境に配慮した植物油インキを使用して
います。